

平成 21 年 1 月 21 日

農薬の評価における評価結果の記載について

食品安全委員会

委員長 見上 彪

1. 評価書の記載にあたっては、国民に誤解を与えることがないようにするために、実験事実と、それを参照した食品安全委員会または専門調査会の見解を明確に分ける必要があると考えます。特に、生殖発生毒性については、評価が難しいことから、慎重に記載することが必要と考えます。このため、調査事業により、生殖発生毒性試験結果の評価の考え方を整理することとします。
2. よって、当面の間、各評価書の作成にあたっては、評価書の各論部分には試験から得られた実験事実とメカニズム試験結果等を踏まえて明らかな事柄のみを記載することとし、推測や食品安全委員会または専門調査会の見解は極力記載しないこととします。特に評価書評価の場合は、個別の試験について生データまでさかのぼることが困難なので、原則として海外評価書に記述されていないことは各論部分に記載しないこととします。
3. 食品安全委員会委員または専門委員が、専門的な見地から記載すべきと判断した考察や見解については、「Ⅲ. 食品健康影響評価」の項に記載することとします。

以 上